



(様式 1-3)

福島県(古殿町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成31年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	自家消費農産物等簡易放射能検査業務	事業番号	(3)-23-1
交付団体	古殿町	事業実施主体(直接/間接)	古殿町(直接)		
総交付対象事業費	(4,975(千円)) 6,681(千円)	全体事業費	(4,975(千円)) 6,681(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
本町における福島第1原子力発電所事故に伴う放射線被害は比較的軽微ではあるものの、住民の不安払拭には至ってはならず、継続的に自家消費農産物等の食品の簡易放射能検査を行い、食品の安心・安全を確保し、内部被ばく等の放射能に対する不安の払拭を図る。					
事業概要					
町役場に設置する放射能検査室において検体の受付・検査・結果の通知・検査結果の集計・広報を行う。					
当面の事業概要					
<平成31年度> 自家消費農産物等簡易放射能検査事業 総額 979千円					
		項目	金額(千円)	内容	
		校正費	929	破壊式放射能検査器 1台 非破壊式放射能検査器 1台	
		消耗品費	50	検査用消耗品費	
		計	979		
地域の帰還環境整備との関係					
本事業にて、町内における放射能不安の軽減・払拭を図ることで地域の復興・再生を行うとともに、避難住民の早期帰還を促進させる。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-4)

古殿町 帰還環境整備事業計画 平成31年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 内閣府

平成31年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6)	効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	
1	(3) - 23 - 1 -	自家消費用農産物等簡易放射能検査事業	古殿町一円	町	古殿町	直接	定額	(0) 979 <979>	(0) 979 <979>	(0) 979 <979>			
							合計額	(0) 979 <979>	(0) 979 <979>	(0) 979 <979>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	福島県	担当部局名	総務課企画推進係	担当者氏名	根本 修
市町村名	古殿町	電話番号	0247-53-4611	メールアドレス	kikaku@town.furudono.fukushima.jp
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。  
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)  
(注4、5)上段< >書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。  
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の4)に該当した場合に記載する。  
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。  
(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。